

パブリックコメントの結果について

1 意見提出期間 令和6年(2024年)12月12日(木曜日)～令和7年(2025年)1月17日(金曜日)

2 意見提出件数

市内に住む人	： 2人(8件)
市内に通勤している人、又は市内に通学している人	： 0人(0件)
市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体	： 0人(0件)
利害関係者	： 0人(0件)
合計	： 2人(8件)

3 意見の対応分類

意見を反映する(A)	今後の参考とする(B)	対応できない等(C)	合計
0	8	0	8

4 吹田市バリアフリーマスタープラン(案)に対する提出意見と市の考え方

No.	提出意見		市の考え方(案)	
	意見概要	意見内容	対応分類	回答
1	現況整理について	吹田市管内15駅のエレベーター・多機能トイレ・ホームドア等のバリアフリー化(設置済・未設置)、市有施設(小中学校・公園等を含む)のエレベーター・多機能トイレ・スロープ等のバリアフリー化(設置済・未設置)を駅・施設ごとに一覧表で表したら、どこの駅が、どこの施設がバリアフリーになっているか具体的にわかると思います。	B	マスタープランの段階では、基本的な方針を示しており、具体的な施設状況は、基本構想でお示しするよう検討しております。
2	バリアフリー化に関する方針について	最終目標の市内全域をバリアフリー化プランに賛同します。25年問題で、5人に1人が後期高齢者になりますので、いっぺんに変更・改善するのは難しいですが、吹田市内をスムーズに皆が移動出来るようにお願いします。	B	本計画では、基本理念として「だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり-バリアのない交通・まち・ひと(こころ)・しくみ-」を掲げています。理念の実現に向けて、これまでの駅周辺を重点整備地区とした取り組みから、移動等円滑化促進地区を市域全域とし、経路をネットワーク化するなどの新たな方針を設定しました。今後は、本方針に基づいた具体的な取り組みを実施してまいります。
3	公共交通に関する方針について	各公共交通機関の駅の無人化が増加傾向にある中、国が「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を策定しています。その中に、「障害当事者の要望を踏まえた環境整備」とあります。マスタープランには「バリアフリーに関する課題整理」にあげられています。具体的な取り組みを事業者ごとに明記する必要はないのでしょうか。	B	具体的な事業内容は、基本構想改定の段階で、特定事業計画として検討してまいります。
4		吹田市内の阪急電鉄は、駅のトイレやエレベーターの設置や改善に取り組んでいるのが、よくわかります。阪急電鉄は、すこしづつリニューアルしてくれていて、千里山駅、南千里駅、山田駅、北千里駅のトイレとエレベーターの配置や表示もベストです。ただ、吹田市本庁がある吹田駅のトイレが北千里駅行きホームに無かったり、南側の階段のみでエレベーター等が無く、本庁に行くときは、スムーズに歩ける北側改札口を使用しています。『吹田市すいすいバス』だけのルートすごく助かっています。今まで、タクシーを使用したり、歩くのがしんどくなって外出をやめてしまっていたのが、バスが有るから、頑張っ行ってこうとう気持ちになります。ありがたいです。感謝です。	B	これまでのバリアフリー基本構想では、鉄道駅及び周辺地区について重点的に取り組みを行ってききました。鉄道駅については一定のバリアフリー化が図られたものの、可動式ホーム柵の整備や経路の複数化など取り組みのスパイラルアップが必要であると認識しています。今後とも事業者と協力しバリアフリー化を推進してまいります。
5	道路に関する方針について	生活関連経路、準生活関連経路とも、市民にとっては大切な移動経路です。生活関連経路となる歩道は整備され点字ブロックが敷設されているのに、準生活関連経路になったとたん凸凹があり点字ブロックがありません。特に視覚障害の人はそれ以上は行くことが出来ません。マスタープランにはどのように位置づけているのでしょうか。	B	準生活関連経路は「移動円滑化のための事業実施の必要性は高いが、事業実施が困難な経路であることなどの理由により、長期的に事業実施に取り組む経路」としており、基本的に歩車分離ができていません。よって、点字ブロック等の整備は、できませんが安全対策や凸凹等の補修は、順次行ってまいります。また、歩車分離された路線や整備が可能な路線は生活関連経路に格上げすることを基本構想で検討します。
6		大きな道路や新しい歩道は滑らないタイルなどを使用されたり、歩道の幅も考えられていますが、新しくても、排水の事を考えてか、歩道が少し斜めになっている歩道があります。とにかく、市道のデコポコの事を先ず、考えてもらいたいです。移動とゆう点では、車椅子が動かしやすく(介助の人も含め)杖の人も歩きやすい道にしてほしいです。	B	道路の整備に関しましては、道路の移動等円滑化整備ガイドラインに基づき整備を進めております。一方現状といたしましては、御指摘のとおり狭い歩道、段差、音響信号機のない交差点等様々なバリアが散見されます。今後も実効性のある計画(基本構想・特定事業計画)を策定し、だれもが安全で安心に移動できる連続した移動経路を整備してまいります。
7	建築物に関する方針について	駅ビルや公共建物に関しては、建築法で、バリアフリーの事を含め考えられていますが、気になるのは、階段の幅と高さが古いビルは、歩きづらいです。特に、降りる時が怖いです。	B	既存建築物については、多数の高齢者・障がい者等が利用する施設を生活関連施設として設定し、バリアフリー基本構想及び特定事業計画に基づいてバリアフリー化整備を行うこととしています。ご意見を参考とし、今後の基本構想の改定等において具体的な事業内容を検討してまいります。
8	移動等円滑化促進地区図について	移動等円滑化促進地区をブロック別に明記していますが、施設名と位置図だけでは、その地区の特性・バリアフリー状況がわかりません。写真を使って、地区の特性・バリアフリー状況を載せた方がわかりやすいと思います。	B	移動円滑化地区を市域全体に設定しており、マスタープランの段階ですべての施設のバリアフリー化状況を調査するのは、限界があるため、基本構想の段階で生活関連施設に設定した施設について調査をしていく方針で進めています。